

# 消防防災ヘリコプター出動要請要綱

平成 12 年 7 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、山口県消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の出動要請について、必要な事項を定めるものとする。

(出動要請区域)

第 2 条 出動要請の区域は、防府市消防本部（以下「本部」という。）の管轄とする。

(応援要請)

第 3 条 災害等が発生し、次に掲げる基本要件並びに消防防災ヘリ緊急運航要領に規定されている緊急運航基準に該当する場合は、山口県消防防災航空センター所長（以下「運航責任者」という。）に対して、応援要請することができるものとする。

- (1) 公共性 災害等から生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること（緊急に活動を行わなければ人命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合）。
- (3) 非代替制 消防防災ヘリ以外に適切な手段がないこと（現有の資機材、人員等では十分な活動が期待できない場合）。

2 消防防災ヘリの応援要請基準は次のとおりとし、山口県消防防災航空センター（以下「航空センター」という。）へ出動要請を行うものとする。

(1) 救急活動（必要により医師の搭乗）

ア 離島、山村等からの緊急患者の搬送

離島、山村等から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められる場合

イ 傷病者発生地への医師の搬送及び医療機器等の輸送

離島、山村等の交通遠隔地において、緊急医療を行うための医師及び医療機器等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高度医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必

要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

エ その他

消防防災ヘリによる救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

ア 河川、沿岸等での水難事故、山間部等での事故における救助又は捜索  
水難事故又は山間部等での事故において、現地の消防力では対応が  
できないと認められる場合

イ 中高層建物火災による救助

中高層建物火災において、地上からの救助が困難で、屋上からの救助  
が必要と認められる場合

ウ 山崩れ等の災害における被害者の救助

大雨による山崩れ等により、陸上からの救助が困難で、救助が緊急に  
必要と認められる場合

エ 高速道路及び自動車専用道路上等での事故における救助

救急車での収容、搬送が困難と認められる場合

オ その他

消防防災ヘリによる救助活動が有効と認められる場合

(3) 災害応急対策活動

ア 被害状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害又はガス爆発事故、高速道路等  
での大規模事故等が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲  
にわたる状況把握調査、情報収集活動及び広報活動を行うとともに、そ  
の状況を監視する必要があると認められる場合

イ 被災地等への救援物資等の緊急搬送

災害が発生又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料その他の生  
活必需品・復旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に搬送する  
必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報、警報の伝達及び広報活動

災害が発生又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び  
避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると

認められる場合

エ その他

消防防災ヘリによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中からの消火活動

地上における消火活動が困難であり、消防防災ヘリによる消火の必要があると認められる場合

イ 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、消防資機材の搬送

大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は消防防災ヘリによる搬送が有効と認められる場合

エ その他

消防防災ヘリによる火災防御活動が有効と認められる場合

(応援要請の手順)

第4条 応援要請は、応援要請フロー（別紙1）により航空センターに電話で出動要請した後、山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領第5条関係）に必要事項を記入のうえFAXで提出するものとする。

なお、電話での要請時に次の情報を報告すること。

- (1) 災害種別及び状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害発生場所の気象状況（防府市消防本部の気象のデータ）
- (4) 災害現場の最高責任者の職、氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制（防府市消防本部・署の内勤者及び招集者で対応する。）
- (6) 応援に要する資機材の品目、数量
- (7) 救急搬送の場合は、同乗する医師等の氏名

(8) その他必要な事項

(防災訓練等の参加要請)

第5条 防府市が主催する防災訓練、消防訓練及び出初式（以下「防災訓練等」という。）に消防防災ヘリの参加を要請する場合は、山口県消防防災ヘリコプター防災訓練等参加年間希望調書（山口県消防防災ヘリコプター訓練等参加に関する取扱要領第3条関係）を希望する前年度の2月末日までに山口県防災危機管理課長に提出すること。

2 前項により山口県から参加決定通知がされた場合は、訓練日の2か月前までに山口県消防防災ヘリコプター防災訓練等参加要請書（山口県消防防災ヘリコプター訓練等参加に関する取扱要領第5条関係）に防災訓練等実施計画を添えて、山口県防災危機管理課長に提出すること。

(要請時の措置)

第6条 緊急時及び訓練参加通知等がなされた場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 消防防災ヘリの離着陸場所の確保を行うとともに、防災訓練等の場合には、位置図、概要図、土地使用承諾書等を作成し、訓練日の1か月前までに航空センターに提出すること。

(2) 離着陸帯には、所定の標識を設け、散水等を講じるとともに人員配置し、一般人の立入禁止の措置を講ずること。

(3) 離着陸に伴う騒音、砂塵等の苦情等が発生しないよう、事前に離着陸場及び訓練現場付近の住民の理解を得ておくこと。

(書類提出の経由)

第7条 消防防災ヘリ応援要請に係る書類は通信指令課から航空センターへ提出するものとし、防災訓練等への参加要請に係る書類は防災訓練等担当部署から航空センターへ提出するものとする。

(無線交信)

第8条 消防防災ヘリとの無線交信は主運用波3で交信するものとする。

(関係機関との協力)

第9条 臨時ヘリポート等として使用した場合には、関係機関に速やかに連絡するとともに、佐波川河川敷地の使用に際しては、河川敷一時使用届を国土

交通省山口河川国道事務所佐波川出張所長に提出すること。

附 則

この要綱は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

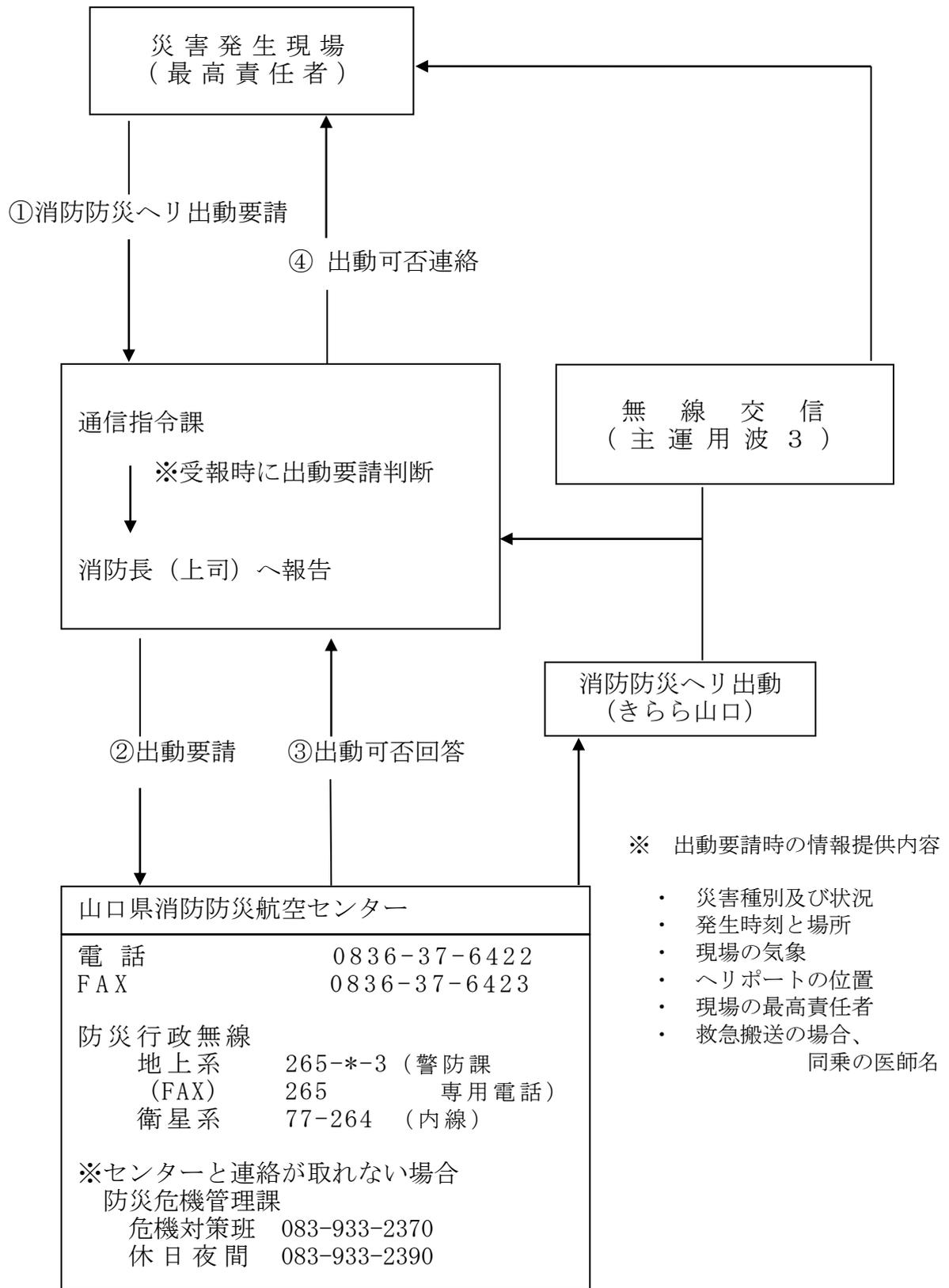
附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

応援要請フロー



図面No.	市 町	場 外 区 分	名 称	所 在 地	管 理 者	連 絡 先	地 積 (㎡)
		場外離着陸場一覽					別表1
1	防府市	緊急離着陸場	上右田防災ステーションHP	防府市上右田地先	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所	0835-22-1785	500
2	防府市	緊急離着陸場	防府古祖原HP (佐波川河川敷)	防府市古祖原地先	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所	0835-22-1785	2,500
3	防府市	場外 (一般)	総合医療センター	防府市大字大崎77	総合医療センター総務課	0835-22-4411	324
4	防府市	緊急離着陸場	防府高校	防府市岡村町2-1	学 校	0835-22-0136	20,000
5	防府市	緊急離着陸場	佐波小学校	防府市八王子2-6-10	学 校	0835-22-0728	10,920
6	防府市	緊急離着陸場	桑山中学校	防府市桑山2-7-26	学 校	0835-22-2182	22,400
7	防府市	緊急離着陸場	向島運動公園	防府市大学向島1713-8	防府市都市計画課	0835-25-2159	23,000
8	防府市	緊急離着陸場	野島HP	防府市大学野島687-11	防府市農林漁港整備課	0835-25-2366	1,089
9	防府市	緊急離着陸場	大平山ロープウェイ山麓駐車場	防府市大字牟礼163-94	防府市おもてなし観光課	0835-25-4547	1,156
10	防府市	緊急離着陸場	大平山山頂公園駐車場	防府市大学富海517-1他	防府市都市計画課	0835-25-2150	2,420
11	防府市	緊急離着陸場	牟礼漁協南駐車場	防府市大学江泊533-10	防府市農林漁港整備課	0835-25-2366	3,393
12	防府市	緊急離着陸場	牟礼中学校グラウンド	防府市敷山町1-1	学 校	0835-23-4830	9,090
13	防府市	緊急離着陸場	大道小学校グラウンド	防府市大字台道400-1	学 校	0835-35-0007	5,548
14	防府市	緊急離着陸場	富海中学校グラウンド	防府市大学富海1246-1	学 校	0835-34-0023	5,432
15	防府市	緊急離着陸場	小野小学校グラウンド	防府市大学奈美633-1	学 校	0835-38-0004	8,900
16	防府市	緊急離着陸場	西浦小学校グラウンド	防府市大学西浦1944-1	学 校	0835-29-0101	7,440
17	防府市	緊急離着陸場	佐波川河川敷真尾HP	防府市真尾地先	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所	0835-22-1785	400

# Y0401 上右田防災ステーションHP

防府市上右田地先  
北緯 34度04分11.6秒 東経 131度33分55.8秒

No.1



# Y0402 佐波川河川敷HP

防府市古祖原地先

北緯 34度03分20.7秒 東経 131度32分44.2秒

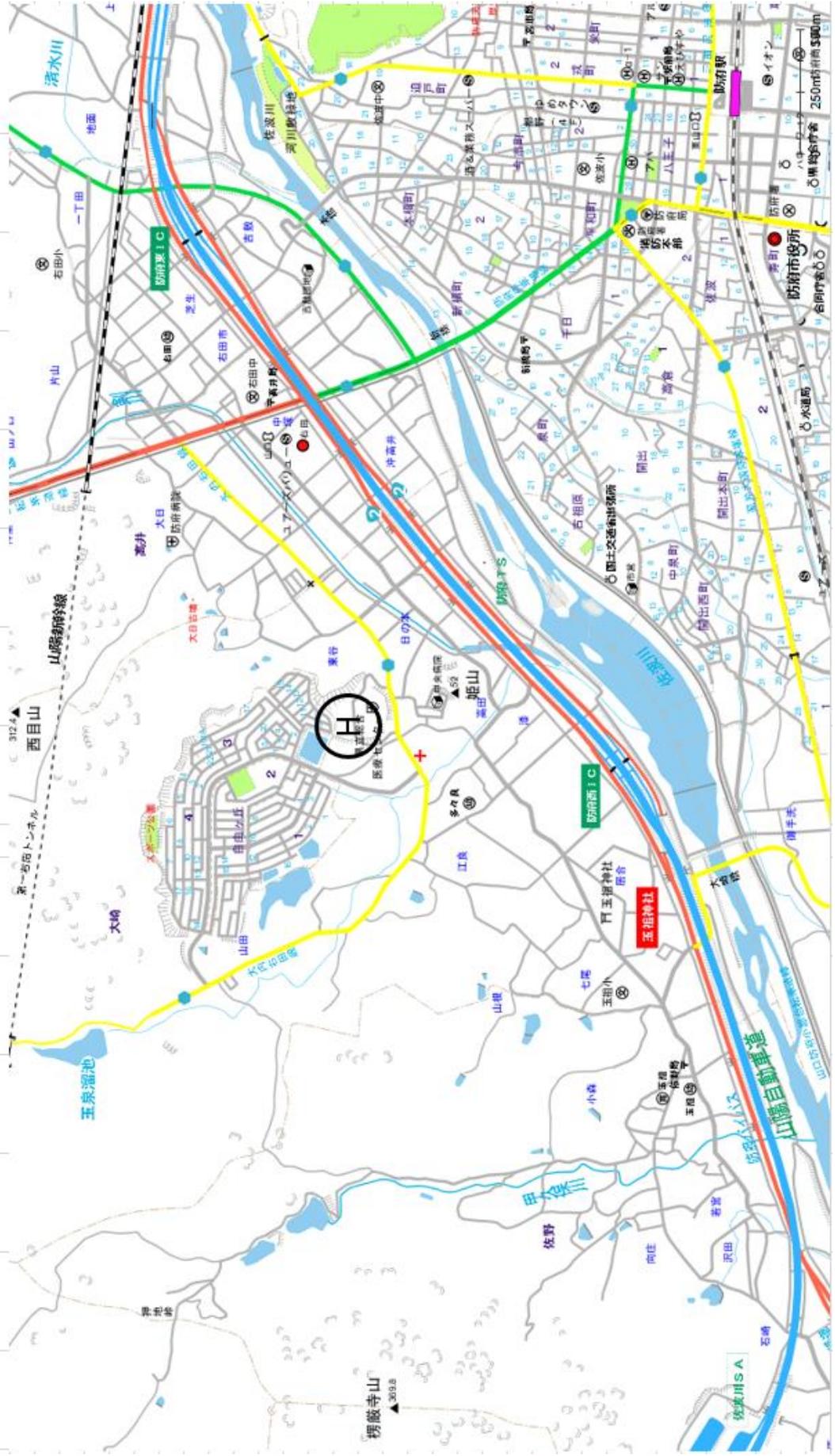
No.2



Y0403 総合医療センターHP

防府市大字大崎77番地  
北緯 34度03分58.4秒 東経 131度32分29.1秒

No.3



Y0404 防府高校

防府市岡村町2番1号

北緯 34度02分58.3秒 東経 131度34分13.6秒

No.4



Y0405 佐波小学校

防府市八王子二丁目6番10号  
北緯 34度03分29.1秒 東経 131度33分55.5秒

No.5



Y0406 桑山中学校

防府市桑山二丁目7番26号  
北緯 34度02分44.0秒 東経 131度33分42.4秒

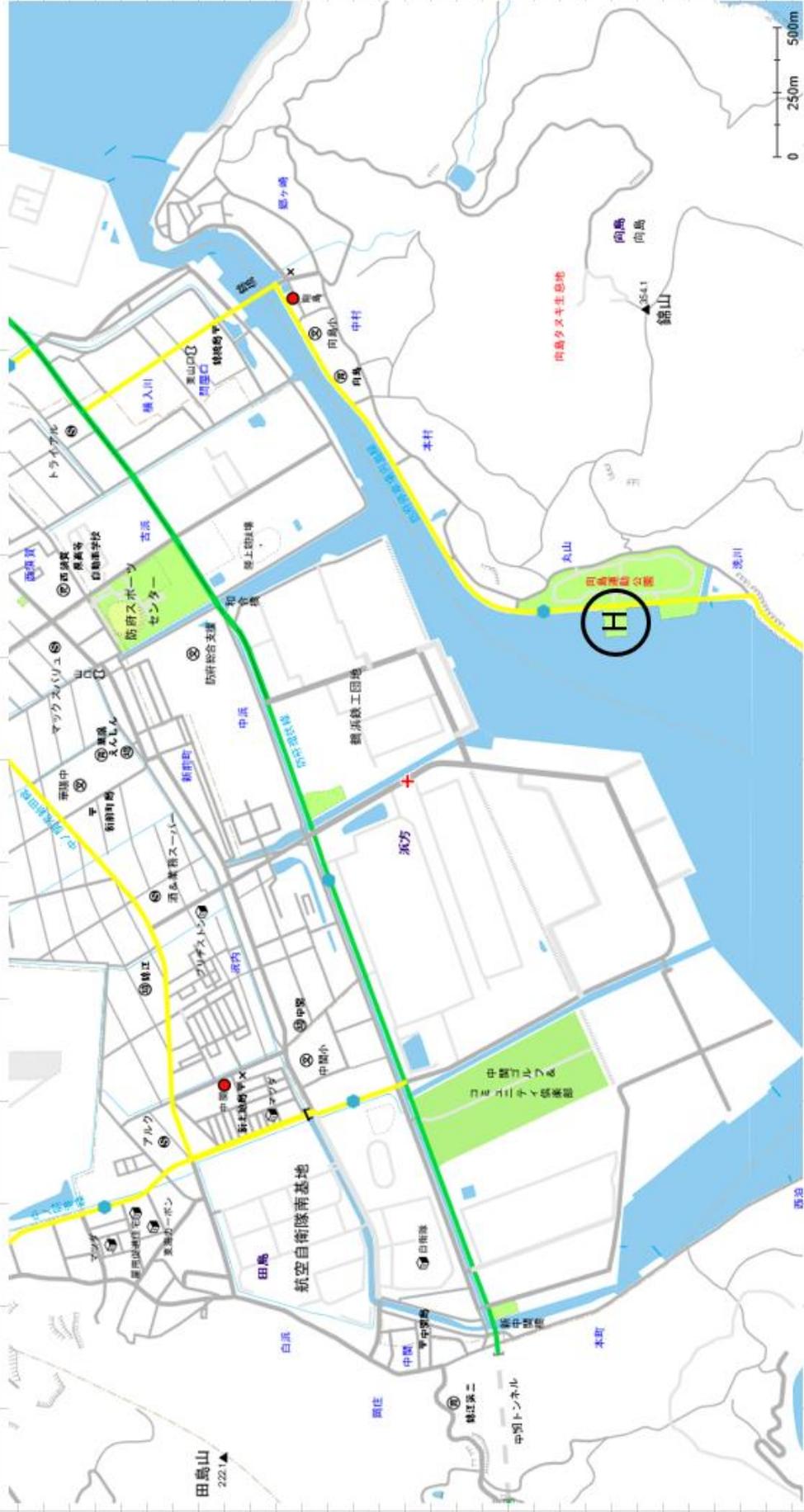
No.6



# Y0407 向島運動公園

防府市大字向島1713番地の8  
北緯 34度00分23.6秒 東経 131度34分8.7秒

No.7



Y0408 野島HP

防府市大字野島687番地の11

北緯 33度56分36.9秒 東経 131度41分31.7秒

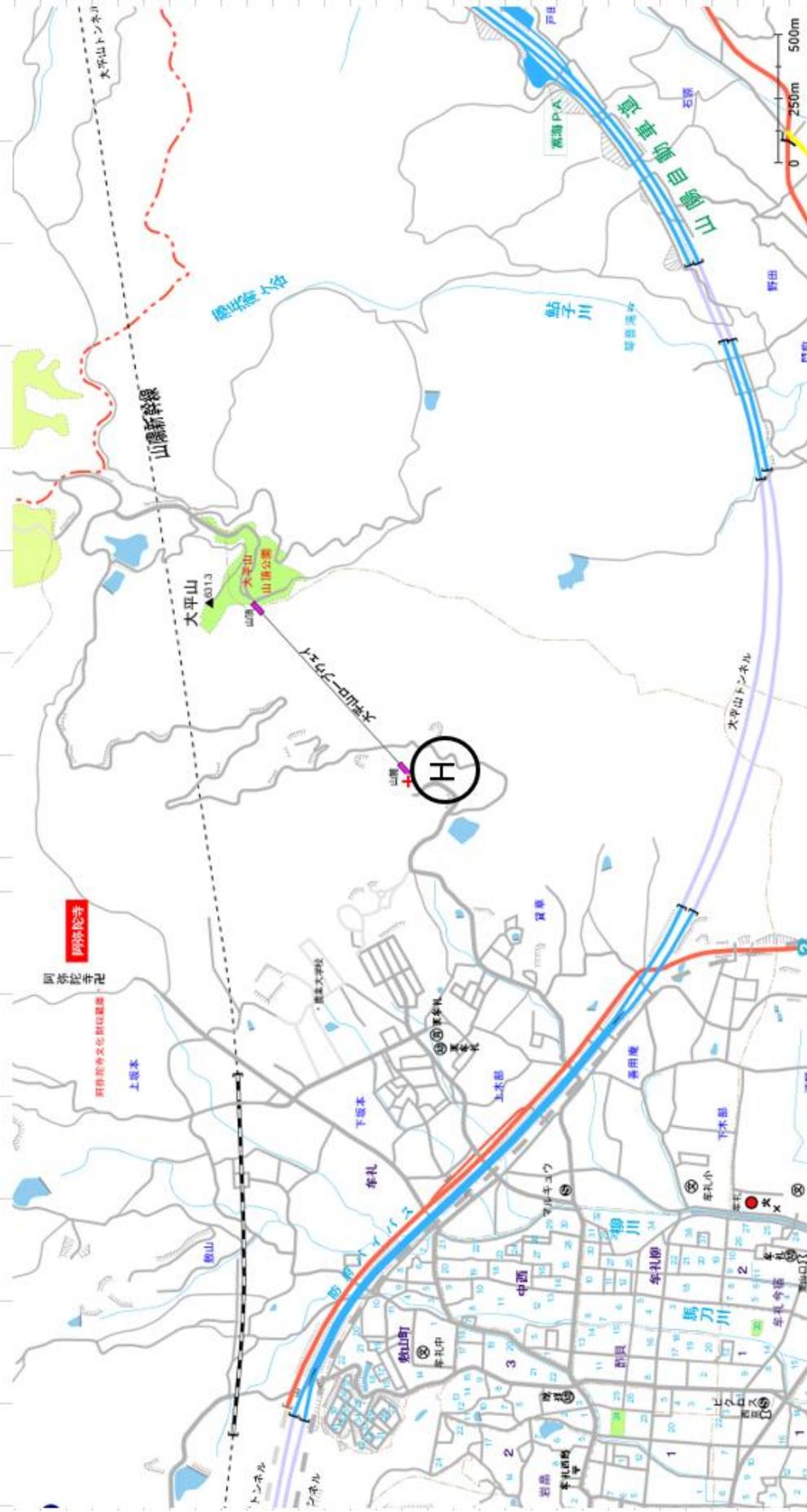
No.8



Y0409 大平山ロープウェイ山麓駐車場

防府市大字牟礼163番地の94  
北緯 34度03分55.3秒 東経 131度37分19.8秒

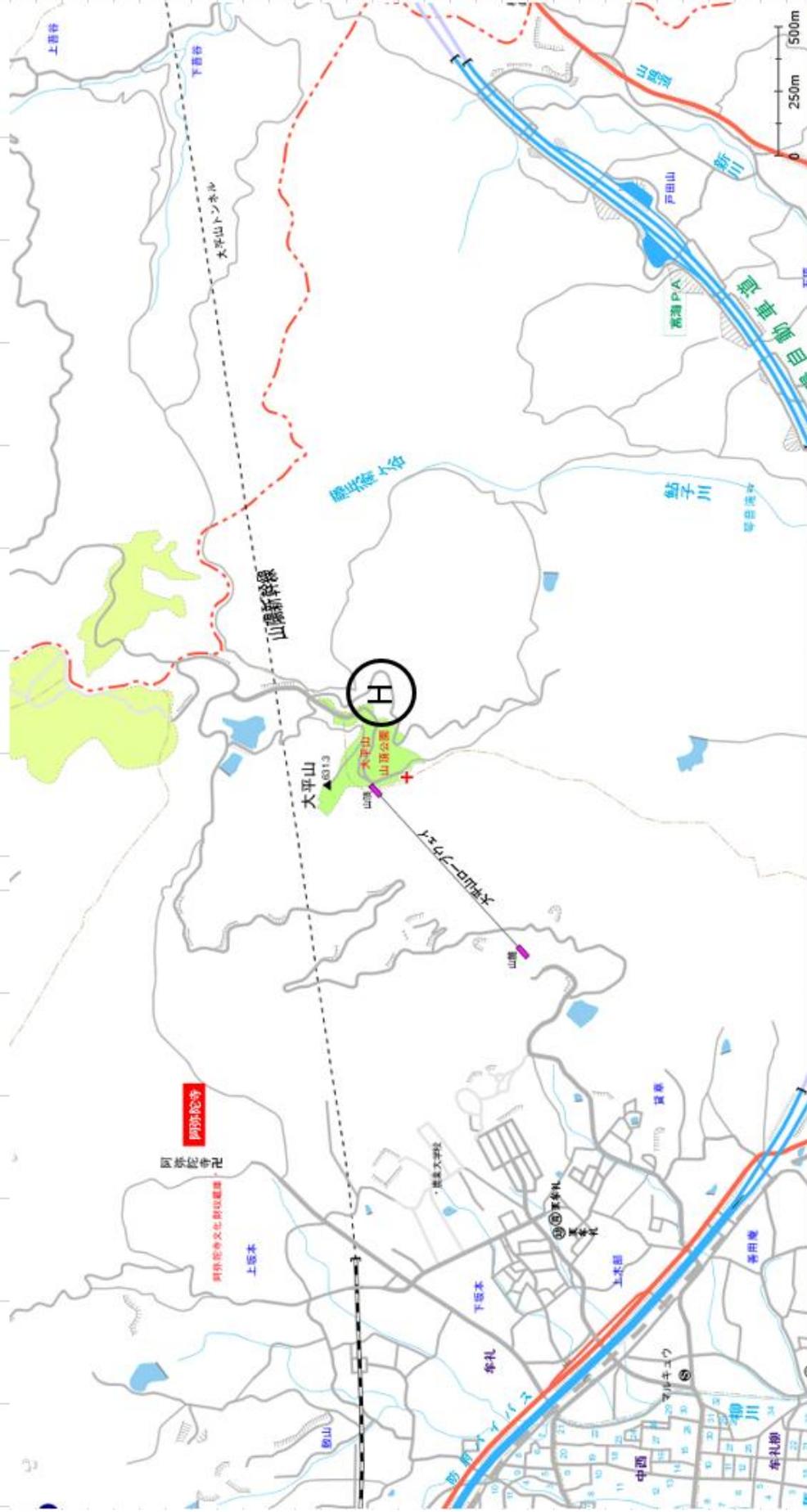
No.9



# Y0410 大平山山頂公園駐車場

防府市大字富海517番地の1他  
北緯 34度04分18.7秒 東経 131度38分2.0秒

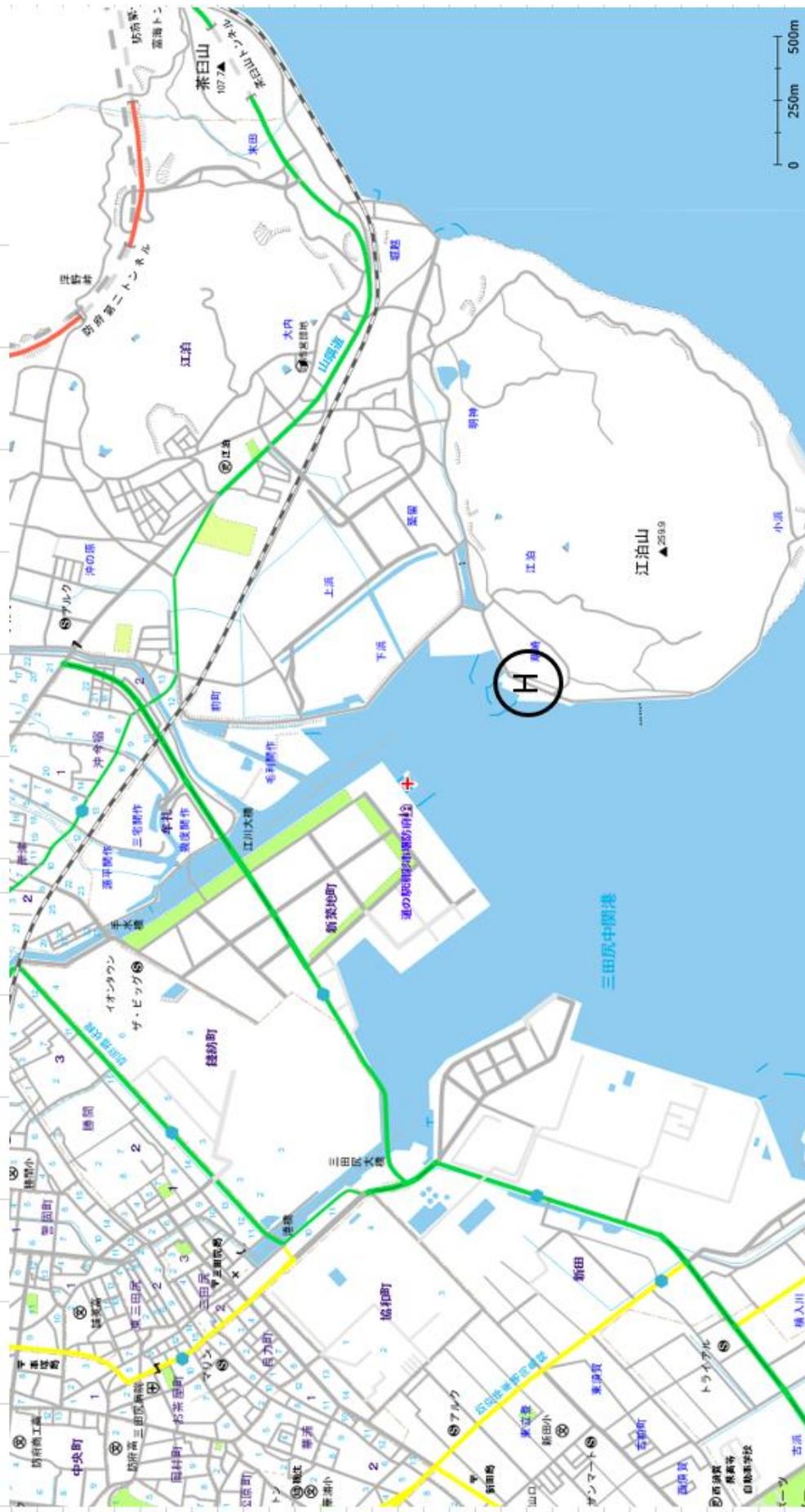
No.10



# Y0411 牟礼漁協南駐車場

防府市大字江泊533番地の10  
北緯 34度02分2.5秒 東経 131度36分9.2秒

No.11



# Y0412 牟礼中学校グラウンド

防府市敷山町1番1号

北緯 34度03分54.9秒 東経 131度35分57.0秒

No.12

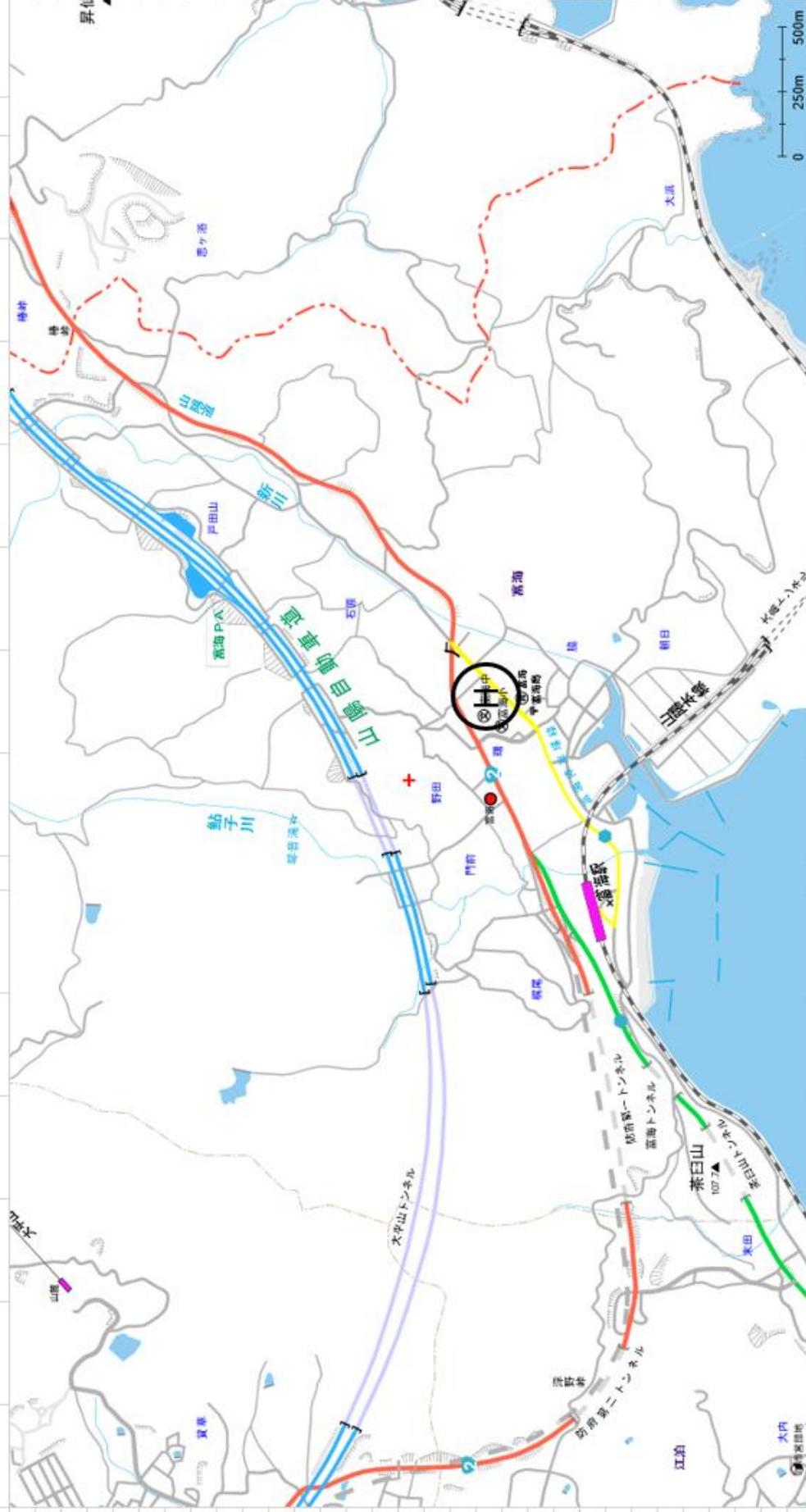




# Y0414 富海中学校グラウンド

防府市大字富海1246番地の1  
北緯 34度03分7.1秒 東経 131度38分52.0秒

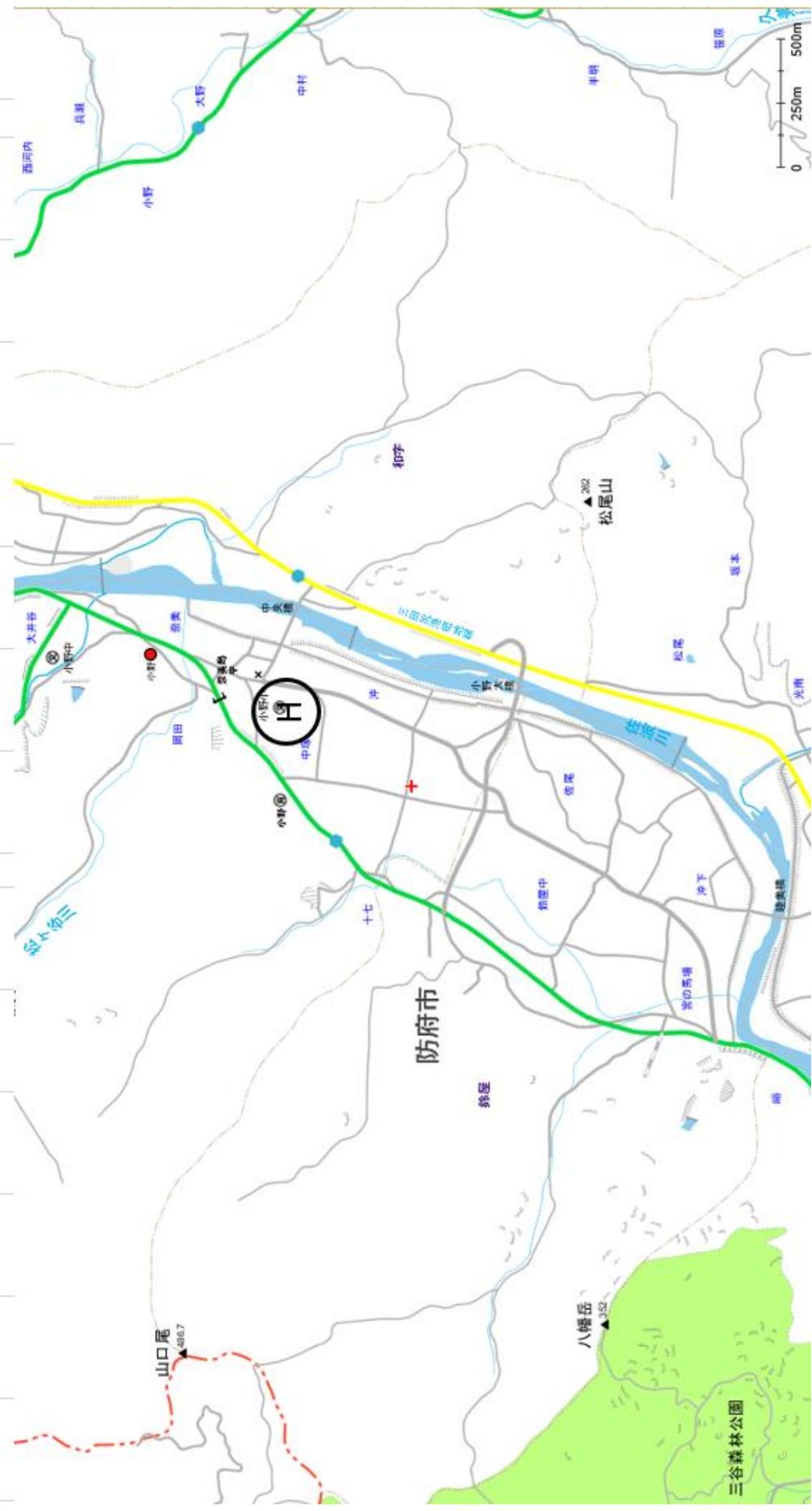
No.14



# Y0415 小野小学校グラウンド

防府市大字奈美633番地の1  
北緯 34度07分16.5秒 東経 131度36分13.1秒

No.15





Y0417 佐波川河川敷真尾HP

防府市真尾先  
北緯 34度06分05秒 東経 131度36分08秒

No.17

